2017年4月1日　No100　　発行責任者 鵜島 一広

かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶんかべしんぶんかべしん

第100号

郵政産業ユニオン PIWU TOKYO
郵政産業労働者ユニオン東京地方本部
104-0031 東京都中央区京橋3－6－3
京橋通郵便局5F
TEL・FAX　03-3535-5447
piwutokyo@yahoo.co.jp

このどこが「働き方改革」か!?

政府の働き方改革実現会議（議長＝安倍晋三首相）は３月２８日、「実行計画」を決定しました。企業のもうけの拡大のために「多様で柔軟な働き方」を強調。「同一労働同一賃金」「長時間労働」「柔軟な働き方」など 11 項目にわたる計画です。

過労死ラインの長時間残業を容認し、正規と非正規の賃金格差も企業の判断で可能にするなど、企業の要望に応えた「働かせ改革」です。

労働政策審議会の議論を経て秋の臨時国会にも関連法案を

過労死合法化許さぬ

【同一労働同一賃金】

基本給やボーナスについて企業が恣意的に判断できる職務能力や貢献に応じて「違いがあれば違いに応じた支給」とし、格差を設けることを容認しました。

男女の賃金格差の是正は全く取り上げていません。

【勤務間インターバル規制】

終業から次の始業までに一定の休息時間を設ける「勤務間インターバル制度」は、時間も示さない努力義務にとどまり、なんの歯止めにもなりません。

【時間外労働の上限規制】

2～6 か月の平均で「月 80 時間以内」、繁忙期には「月 100 時間未満」とし、過労死ラインの長時間労働にお墨付きを与える内容です。

最大で年 720 時間などとしていますが、休日労働を活用すれば年 960 時間まで可能とする「抜け穴」制度です。

【最低賃金】

1,000 円を目指すとしたものの「年 3%程度」と数年後に先送り。1,000 円は平均値目標であり大半の地方は 1,000 円未満。地域間格差の是正にも触れていません。

んぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶんかべしんぶんかべしんぶんか